

宅建業者免許更新の仕組み

都庁：(担当 井上氏 ウエラ氏)

今年1月の更新手続きに野口真紀本人が申請に来る
免許取り消しの欠格事由である身分証明書への破産者の記載がなく3月に免許を
更新した



都庁としては破産者であることが確認できれば免許取消事由にあたるので確認をし
該当すればすぐに取消すことにする



都庁として官報で破産決定したことは確認できたが、本籍地が発行する身分証明書
には未だに破産者との記載がない
個人情報保護法の観点から都として更新せざるを得ない。宅建業者の代表が破産者
であることは業法違反であるが手続きを進めることができない
破産法は都庁でも調べたが初めてのケースで都庁としても問題視している

渋谷区役所：

身分証明書への破産者との記載は管財人もしくは裁判所からの通知がこないとでき
ない

管財人高畠弁護士：

今年6月には破産者の通知は行った(敬天ブログによる)
*これに誤解があり管財人は裁判所に通知をするのであろう

裁判所：

東京地方裁判所では数年前の最高裁通達により免責の申立てがされた場合は却下さ
れない限り役所に通知をしない
破産決定より1か月以内に免責の申立ては行わなければならない
*ここに誤解があり即時抗告ではなく免責の申立てがなされたのではないか

総括：野口真紀は免責の申請をしている。しかし破産申立に対し即時抗告もしていた。真
逆の理屈である。よって管財人である高畠弁護士は野口真紀に資産があるとみており、そ
れが野口が代表を務めるリアムグループであり、それらの株主でもあろう野口真紀の株式
を売却し債権者に分配しようとしているのではないか。しかし野口真紀は個人の資産は全
くないのだから早く免責してくださいという構図である。

裁判所としては管財人からの報告内容を吟味して免責却下と判断した場合は役所に野口が